

第 4 6 号 議 案

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 6 月 1 0 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の  
一部を改正する条例

新宿区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 10 年新宿区条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項及び第 2 項中「、第 9 条の 6 第 1 項」を削る。  
第 9 条の 6 を削る。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の希望に基づき勤務時間を割り振る時差通勤制度を導入するため、早出遅出勤務を廃止する必要があるため